

第1回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 概要版

日時：H23.7.15(金)16:50 - 17:10

場所：議事堂2F201委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員（8名、西場委員欠席）

資料：第1回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

- 資料1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議名簿
- 資料2 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の設置について
- 資料3 三重県議会基本条例の検証検討の契機

< 検討会 議事概要 >

委員：ただいまから、第1回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始めます。

最初に、このプロジェクト会議を設置された議会改革推進会議の会長から委員各位にご挨拶申し上げます。

議会改革推進会議会長：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の第1回ということですので、一言ご挨拶申し上げます。委員各位ご承知のとおり、三重県議会基本条例は、平成18年12月、都道府県の議会基本条例としては初めて成立したものである。条例制定以降、本県議会はさらに改革を積み上げてきている訳であり、また成立後4年超を経たところで、一度しっかりと検証してはいかがかと考えている。また当時、先行事例としては栗山町の議会基本条例しかなかったが、栗山町自身何度もそれを改正しており、また、全国では130程の他県を含めて他の自治体で基本条例が制定されている。これらを参考として、より良いものにするため、検証していただきたい。また、どの程度の期間がかかるか分からないが、しっかりと成果を出していただくことを期待している。よろしく願います。

委員：事項1に入る。先程より私が進行役を務めているが、さる6月24日の議会改革推進会議役員会における協議、及びその後の調整により、私が座長を、稲垣委員が副座長をさせていただくことになった。このこと、委員のみなさまにもご了承いただくようお願い申し上げます。

委員：副座長として、よろしくようお願い申し上げます。

委員：今後の進め方に入る。討議に先立ち、このプロジェクト会議の進め方に関して提案する。一点目、このプロジェクト会議は公開とすること、二点目、このプロジェクト会議における議事の概要を県議会のホームページに掲載すること、三点目、議事概要のホームページへの掲載は、議事概要の迅速な作成のため委員名を伏せた形で行うこと、以上3点を提案する。こ

れらのことについて異議はないか。

(「異議なし」の声)

委員：それではそのようにする。次に、このプロジェクト会議における検証や検討の方法、議題の順序などについて協議する。

その前に、このプロジェクト会議設置のきっかけについて、改めて確認する。

委員各位ご承知のとおり、平成 21 年 10 月、議会基本条例第 12 条の規定に基づく議会改革諮問会議が設置され、「三重県議会基本条例第 3 条に規定する基本方針、その他議会改革に関し、本県議会がこれまで取り組んできた内容について」の諮問を受けた。この諮問に対し、平成 23 年 1 月、議会改革諮問会議最終答申が提出され、この最終答申の中で、三重県議会基本条例は、次のように言及された。[資料 3](#)をご覧ください。

この最終答申を受け、平成 23 年 2 月、議会改革推進会議役員会において、その対応方向として、「平成 23 年度中に、本県議会の活動状況や今後の方向性を整理しつつ、議会基本条例の検証検討を行う」こととしたものである。そのため、同年 6 月の議会改革推進会議役員会及び代表者会議における協議の結果、この議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議が設置された。もちろん、このプロジェクト会議の議論は、議会改革諮問会議の答申に、いかなる意味でも拘束されるものではない。このプロジェクト会議においては、委員各位による、自由な討議をお願いする。

さて、このプロジェクト会議における検証や検討の方法、議題の順序などについて、各委員から意見はあるか。

委員：まず、座長及び副座長から各委員に宿題を出していただき、各委員から条例について修正すべき点はないか、あるいは修正とまでは言わなくとも検討すべきという点について、意見を出していただきたい。それを、座長及び副座長で取りまとめていただき、それらの解決のためには有識者の意見を聴くのがよい、あるいは他の基本条例を参考とするのがよいなど、整理していただきたい。議論のスタートは、委員自身がこの条例を読み込んで検討すべき点を挙げるべき。また、そのために、本県の議会基本条例には逐条解説があったはずなので、それを配付していただきたい。

委員：基本的に条文について委員が勉強し、意見を出すことについて賛成。その上で、座長にある程度課題を整理していただいた上で議論することとしたい。限られた時間でもあるので多くを議論することは難しい。整理された課題や論点を議論することで深い議論ができると考える。あれもこれもと手広く議論してもおもしろくない。

また、いつまでに結論を出すなどといった目途はあるのか。

事務局：いつまでという期限は明らかになっていないが、一つの目安として、議会改革推進会議役員会では今年度中に検証検討することとなっている。

委員：やはり議論をするからには一定の目的をつけて集中的に議論をした方がよいと考える。また、世間の注目を得て議論を進められると思われる。従って、課題を整理した上で集中的に議論できるよう、座長及び副座長にご配慮いただきたい。

委員：我々が一度議会基本条例についてどのような点を検討すべきかという意見を出すという案については、そのとおりと考える。もっとも、あまりに細かい点にこだわりすぎることなく、この本県の議会基本条例をさらに一ランク上へ上げるためにはどうすべきかという大きな視点から捉えるべき。行政の監視や立法といった議会本来の機能だけではなく、政策形成機能の向上など謳っている他の自治体の基本条例などもあり、本県の議会基本条例制定後、多くの地方公共団体で同様の条例が制定され、その中には三重県を超えるようなものを制定しているところもある。本県の議会基本条例は、さらにそれらを超えるようなものとなるよう、議会基本条例が全体としてレベルアップを目指したい。

委員：同意見である。また、本県の議会基本条例の制定後、数多くの自治体で制定され、それらは本県のものと比較するとどうか、上を行っているところもあるのではないかとと思われる。この度、本県の山本議長が全国都道府県議会議長会の会長を務められることになったことにも鑑み、全国から見ても、本県の議会基本条例がどのような位置かということを考えながら、よりよい議会基本条例を目指したい。

委員：議論の進め方として、お互いに論点を出し合って議論をするという方法には賛成。本県の議会基本条例は、都道府県のものとしては全国初で制定されたものだが、全国初であったために十分盛り込むことができなかつたものがある。そのような点を洗い出しながら、また委員各位が論点として出し合ったものを、座長及び副座長で整理して絞り込んでいただいた中で、われわれが議論してはいかがかと考える。

さらに、県民の方々と議会改革の成果や効果、価値を共有することができるという段階には、まだ至っていないと思われる。我々は県民の負託に応えるためのツールとしてより進んだものを築き上げてきたわけであるので、議会基本条例をより良いものとするこの機会を契機として、議会改革の成果や価値を県民の方々にわかってもらえるよう、感じていただけるよう、共有することができるような方向で、議会改革を次の段階へと進めたいと考えている。

委員：本県の議会基本条例は、他の自治体でも高い評価を受けており、誇らし

く思っている。しかし、この議会基本条例によって具体的にあるいは現実
にどのように良くなったかという点が県民に実感されていないと思われる。
このような点をさらに改善していかなければならないという他の委員のご
意見を聴きながら、議論に参加していきたい。また、議会基本条例のどの
ような点に注目して、検討すべきという意見提出の宿題をすべきか、かいつ
つまんで教えていただきたい。

委員：より良い議会基本条例を作るという意味は大事であるが、一番のものを
作るとか他を超えるものを作るとか言う考え方に囚われると、形にこだわ
ってしまうことになるのではないかと懸念する。結果的にそのようになる
ことにやぶさかではないが、議会基本条例は適切に機能させることが大事
である。議会基本条例の制定の目的は、県民の負託にいかに応えるかとい
うことに尽きると思われる。より良い議会基本条例とはいえ、形に拘った
りナンバーワンではなく、県民の負託に応えるためのオンリーワンである
べき。

委員：委員各位のご意見に賛成。本県の議会基本条例のレベルアップを図るた
め、制定後の5年間の検証や他の自治体の議会基本条例を勉強しながらす
べきと考える。

委員：このプロジェクト会議における議会基本条例の検証については、これま
での本県議会の取組の検証が大事と考える。そのため、各委員から、議論
すべき論点について意見を事務局あて提出いただきたい。ついては、事務
局から当該条例の逐条解説を委員各位に配付いただきたい。各委員はその
逐条解説を十分に読み込んだ上で、この条文についてはいかがかなどとい
った意見を出していただき、それを座長及び副座長で整理させていただき、
次回のプロジェクト会議を開く。

このプロジェクト会議の議論の予定は、提出いただく意見や整理した課題
に拠るので不確定ではあるが、次回のプロジェクト会議は9月頃と想定して
いる。8月中に、逐条解説などを読み込んで各委員の意見を事務局に提出い
ただき、9月に課題整理の上次回のプロジェクト会議を開く、当面このよう
な心積もりである。

委員：確認であるが、宿題の内容としては、1点目として本県の議会基本条例
の逐条解説を読み込んだりこれまでの取組を振り返ったりしながら機能し
ていない規定があるのではないかとといった点を洗い出したり、また、2点
目として、他の自治体の議会基本条例を調べるなどして本県の議会基本条
例にこのような規定を加えてはいかがか等といった意見を出すこと、主に
この2点と理解してよいか。

委員：そのとおり。本日の事項は以上、本日はこれで終了する。次回のプロジ

エクト会議の日程については追って連絡する。

(17:10 終了)